官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔府令・省令〕
○国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・厚生労働一一）　一
〔省　令〕
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令（厚生労働一〇三）　二
○国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所が行う国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法附則第十七条第一項及び第二項に規定する業務に関する省令（同一〇四）　三
〔法規的告示〕
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示（厚生労働二八六）　三
〔官庁報告〕
官庁事項
下請中小企業振興法第三条第一項の規定に基づき、振興基準を定めた件（経済産業省）　一六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
国立研究開発法人物質・材料研究機構第二十四期事業年度財務諸表関係　五
地方公共団体
行旅死亡人関係　六
会社その他
会社決算公告　六

府令・省令

○内閣府厚生労働省令第十一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十七号）の施行に伴い、及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項の規定に基づき、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年十月二十二日

内閣総理大臣　石破　茂
厚生労働大臣　福岡　資麿

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令の一部を改正する命令

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令（平成二十七年内閣府厚生労働省令第四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 （業務方法書の記載事項の特例） **第三条**　研究所が法附則第十二条第一項から第三項までに規定する業務（以下「承継業務」という。）、法附則第十四条第一項に規定する業務（以下「特例業務」という。）、法附則第十七条第一項に規定する業務（以下「革新的医薬品等実用化支援業務」という。）及び同条第二項に規定する業務（以下「後発医薬品製造基盤整備支援業務」という。）を行う場合には、研究所に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、第四条に掲げる事項のほか、承継業務、特例業務、革新的医薬品等実用化支援業務及び後発医薬品製造基盤整備支援業務に関する事項とする。	附　則 （業務方法書の記載事項の特例） **第三条**　研究所が法附則第十二条第一項から第三項までに規定する業務（以下「承継業務」という。）及び法附則第十四条第一項に規定する業務（以下「特例業務」という。）を行う場合には、研究所に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、第四条に掲げる事項のほか、承継業務及び特例業務に関する事項とする。

附　則

この命令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年十一月二十日）から施行する。